

## 作業環境測定を行うべき作業場と測定の内容

作業環境測定は、以下の表に掲げる作業場について行うことが法令で義務づけられています。

作業環境測定を行うべき作業場	測 定			
作業場の種類(労働安全衛生法施行令第21条)	関係規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年数
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん測26条	空気中の濃度および粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7
著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則590、591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回	3
特定化学物質(第1類物質または第2類物質)を製造し、または取り扱う屋内作業場等	特化則36条	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回	3または30
特定有機溶剤混合物を製造し、または取り扱う屋内作業場	特化則36条の5	空気中の特別有機溶剤および有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3
一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3
有機溶剤(第1種有機溶剤または第2種有機溶剤)を製造し、または取り扱う一定の業務を行う屋内作業場	有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3